

香川県林道事業補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第59号

香川県林道事業補助規則の一部を改正する規則

香川県林道事業補助規則（昭和39年香川県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア <u>育成林整備林道開設事業</u></p> <p>イ <u>共生環境整備林道開設事業</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(補助対象)</p> <p>第3条 県は、市町若しくは市町の一部事務組合又は森林組合若しくは森林組合連合会に対し、これらの者が行う次に掲げる事業について、毎年度予算の範囲内でその経費の一部を補助することができる。</p> <p>(1) 林道開設事業</p> <p>ア <u>水土保全林整備林道開設事業</u></p> <p>イ <u>共生林整備林道開設事業</u></p> <p>ウ <u>資源循環林整備林道開設事業</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>
<p>(補助率及び補助対象事業の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア <u>育成林整備林道開設事業</u></p> <p>略</p> <p>イ <u>共生環境整備林道開設事業</u></p> <p>略</p>	<p>(補助率及び補助対象事業の範囲)</p> <p>第4条 前条の規定により県が行う補助の率は、その事業に要した事業費に対し次の区分による。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）その他の国の定める特例法により高率を適用された場合は、当該高率によるものとする。</p> <p>(1) 林道開設事業</p> <p>ア <u>水土保全林整備林道開設事業</u></p> <p>森林管理道又は森林施業道（過疎地域の市町及び振興山村の地域並びに離島の森林管理道又は森林施業道を除く。）に係るもの 100分の60以内</p> <p>過疎地域の市町及び振興山村の地域並びに離島の森林管理道又は森林施業道に係るもの 100分の65以内</p> <p>イ <u>共生林整備林道開設事業</u></p> <p>森林管理道（過疎地域の市町及び振興山村の地域並びに離島の森林管理道を除く。）に係るもの 100分の60以内</p> <p>過疎地域の市町及び振興山村の地域並びに離島の森林管理道に係る</p>

<p>(2)~(5) 略 2 略</p>	<p>もの 100分の65以内 ウ <u>資源循環林整備林道開設事業</u> <u>森林管理道又は森林施業道（過疎地域の市町及び振興山村の地域並びに離島の森林管理道又は森林施業道を除く。）に係るもの 100分の60以内</u> <u>過疎地域の市町及び振興山村の地域並びに離島の森林管理道又は森林施業道に係るもの 100分の65以内</u> (2)~(5) 略 2 略</p>
--------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香川県林道事業補助規則の規定は、平成19年度分の補助金から適用する。